

八尾市建設工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、八尾市の所掌する建設工事請負契約に係る監督業務の技術基準を定め、かつ監督業務の適正を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、八尾市が発注する建設工事において適用する。ただし、工事内容等により、この基準を適用することが不適当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 監督とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督員とは、八尾市建設工事監督要領第2条第2号に規定する職員をいう。
- (3) 監督の方法とは、監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、調整）を総称していう。
 - ① 指示： 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ② 承諾： 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
 - ③ 協議： 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④ 通知： 監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤ 受理： 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥ 確認： 契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - ⑦ 立会い： 契約図書に示された事項について、監督員が臨場し、内容を確かめることをいう。
 - ⑧ 把握： 監督員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識し

ておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

- ⑨ 調整： 監督員が関連する工事との間で、工程等について、相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第4条 監督員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

附 則

1. この監督技術基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

2. この監督技術基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

3. この監督技術基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

4. この監督技術基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

5. この監督技術基準は、令和6年10月7日から施行する。

別表 1

項 目	業 務 内 容
1. 契約の履行の確保	
(1) 契約図書の内容の把握	工事請負契約書、設計図書（仕様書、図面、金額を記載しない設計書、補足説明書及び質問回答書）並びに下記の項目について把握する。 ① 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画書を把握する。
(3) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約約款第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、その内容を確認し、検討の上必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、契約検査課と協議を行う。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。
(6) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示する。
(7) 工程の把握及び工事の促進指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。

項 目	業 務 内 容
(8) 工事変更協議の対象通知	契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。
(9) 契約検査課への報告	
1) 工事の中止及び工期の延期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があるときは、中止期間を検討し、契約検査課へ報告する。 ② 受注者から工期延期の申し出があった場合は、その理由を検討し契約検査課へ報告する。
2) 一般的な工事目的物の損害の調査及び報告	一般的目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約検査課へ報告する。
3) 天災その他の不可抗力による損害調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約検査課へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約検査課へ報告する。
4) 第 3 者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第 3 者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約検査課へ報告する。
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約検査課へ報告する。
6) 部分払請求時の出来高確認及び報告	部分払いの請求があった場合は、出来形に関する資料の審査及び既済部分出来高設計書の作成を行い、契約検査課へ報告する。

項 目	業 務 内 容
7) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは、監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、工事主管課がその措置請求を行い、契約検査課へ報告する。
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約約款第 46 条第 1 項、第 47 条、第 48 条及び第 48 条の 2 第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約検査課に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約検査課へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高設計書の作成を行い、契約検査課へ報告する。
2. 施工状況の確認等	
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の確認 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な書類
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験、立会又は確認を行う。
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。
(4) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において、別表 2 に基づき臨場等により確認を行う。

項 目	業 務 内 容
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。
(6) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。 ② 契約約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約検査課が立ち会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約検査課と打合せのうえ引渡し等の措置を行う。
(8) 低入札価格工事の対応	低入札価格で落札した工事については、下記対応をとる。 ① 監督員の増員配置等により、疎漏工事・手抜き工事の監視を強化する。 ② 使用資材の品質等の確認を強化する。 ③ 段階確認及び施工状況の把握の実施頻度を増やし徹底を図る。
3. 円滑な施工の確保	
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。
(2) 関係機関との協議調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。
4. その他	
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について確認する。

項 目	業 務 内 容
(2) 臨機の措置	災害防止、その他の工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。
(3) 事故等に対する措置	事故が発生した時は、速やかに状況を調査し、契約検査課に報告する。
(4) 工事成績の評定	監督員は工事完成のとき八尾市建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。
(5) 工事完成検査等の立会	工事の完成、既済、中間の各段階における検査の立会いを行う。
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査日を通知する。

別表 2

段 階 確 認 一 覧

1 一般確認事項

- (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分（不可視部分）の出来形確認。
- (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。
- (3) J I S規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。
- (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。
- (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。
- (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。
- (7) 吹付け材の調合確認。
- (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。
- (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。
- (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。

2 工種別確認事項

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事
河川土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土の(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化時
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回／1工事
	置換	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、置換厚さ	1回／1工事
	サンドマット	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回／1工事

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	1回／200本
		施工完了時	施工位置、杭径	1回／200本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	1回／200本
		施工完了時	基準高、位置、間隔、杭径	1回／200本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	1回／20本
矢板工（任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、	試験矢板＋ 1回／150枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、	試験矢板＋ 1回／75枚
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 1回／10本
		打込完了時（打込時）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘時）	掘削長さ、杭の先端土質	
		打込完了時（中掘時）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回／10本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 1回／10本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 1回／10本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回／10本

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化時
		掘削完了時	長さ、支持地盤	1回／3本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	1回／3本
		グラウト注入時	使用材料、使用量	1回／3本
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験矢板＋ 1回／10本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回／10本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工事
重要構造物 函渠工 (樋門、樋管を含む) 躯体工(橋台) R C躯体工 (橋台) 橋脚フーチング工 R C擁壁 堰本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	30%程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1構造物

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
排水機場本体工 水門工 共同構本体工		埋戻し前	設計図書との対 比(不可視部分 の出来形)	1 回／ 1 構造物
躯体工 R C 躯体工		杓座の位置決定 時	杓座の位置	1 回／ 1 構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計 書との対比	30%程度／ 1 構 造物
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略 となる場合を除 く)	キャンパー、寸 法等	
ポストテンショ ン(I)桁製作工 プレビーム桁製 作工 プレキャストブ ロック桁組立工 P C ホロースラ ブ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製 作工 P C 押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレスト 導入完了時 横締め作業官僚 時	設計図書との対 比	5 %程度／総ケ ーブル数
		プレストレスト 導入完了時 縦締め作業完了 時	設計書図との対 比	10%程度／総ケ ーブル数
		P C 鋼線・鉄筋 組立完了時（工 場製作除く）	使用材料、 設計図書との対 比	50%程度／ 1 構 造物
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着 アンカー穿孔完 了時	設計図書との対 比	1 回／ 1 工事
	鋼板取付工、固 定アンカー工	鋼板建て込み固 定アンカー完了 時	設計図書との対 比	
	現場溶接工	溶接前	使用材料 溶接部の適否	1 回／ 1 工事
		溶接完了時		

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
鋼板巻立て工	現場塗装工	塗装前	使用材料、設計 図書との対比	1 回／1 工事
		塗装完了時		
下水道工事		監督員の指示する時期	設計図書との対比	監督員の指示する程度
公園工事 植栽工	高木、特殊樹木	施工時	使用材料、植穴、 客土等	1 回／10 本
	中木			1 回／50 本
	低木			1 回／100 本
上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前	水圧ゲージの降 下状況	1 回／1 施工区 間毎
建築工事及び建 築設備工事		国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事共通仕様書 機械設備工事共通仕様書等により、監督員が指示する。		

※ 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容、施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。

別表 3

施 工 状 況 把 握 一 覧

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 事 項	把握の程度
深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1 回／1 構造物
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1 回／1 構造物
重要構造物 函渠工 （樋門、樋管を含む） 躯体工（橋台） R C 躯体工 （橋台） 橋脚フーチング工 R C 擁壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同構本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1 回／1 構造物
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1 回／1 構造物
ポストテンション(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 P C ホロースラブ製作工		コンクリート打設時（工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1 回／1 構造物

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 事 項	把握の程度
P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工 P C 押出し箱桁製作工		コンクリート打設時（工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	1 回／1 構造物
盛土工 河川 道路		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	1 回／1 工事
舗装工	路床、路盤、基層、表層	舗設時	使用材料、敷均し・締固め状況、天候、気温、舗設温度	1 回／1 工事
塗装工		清掃、錆落とし施工時	清掃、錆落とし状況	1 回／1 工事
下水道工事	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
公園工事	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

※ 表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場条件等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。